

意見	県の考え方・対応(案)	頁
<p>命を大切に教育</p> <p>第1章 基本理念、重点目標 基本理念の最初に「かけがえのない自他の命を大切にすることのできる人間」を掲げています。しかし、素案(概要)の重点目標及び主な取組において、「命」にかかわる内容及び表現が全くありません。現素案では、めざす「あいちの人間像」の目標としては、極めて不十分であると感じられます。</p> <p>家庭や社会において、虐待・いじめ・DV・心の病・自殺・人権・道徳・介護福祉教育などが、深刻かつ大きな社会課題となっています。</p> <p>めざす「あいちの人間像」を実現するためには、「いのち」「生きる」「死」にかかわる教育や社会啓発について、重点目標及び主な取組策として、具体的かつ明確に定めるべきだと考えます。ぜひご検討をお願いします。 ほか8件</p>	<p>「命」を大切に教育は、めざす「あいちの人間像」にもあるとおり重要であることから、取組の方向と施策の展開に追記します。</p> <p>第2章1(1)道徳性・社会性の向上 取組の方向と施策の展開 ■ 命を大切に教育の充実 ◇ 家庭や地域と連携し、幼児教育、学校教育のあらゆる場面、あらゆる機会を捉えて命の大切さが実感できる教育活動を行います。 ◇ 地域や家庭において「命をはぐくむ」ことを目的とした取組を、家庭教育支援団体や社会教育関係団体を通じて推進し、命の大切さを広く県民に啓発します。</p>	<p>P.30</p>
<p>幼児教育</p> <p>第1章 重点目標1 道徳性は、幼児期に育つ規範意識を基盤として、芽生えていく。こうした観点に立てば、幼児期の教育も重要であり、「学校における温かい人間関係や・・・」ではなく、「幼児期から体験する温かい人間関係や・・・」の方が望ましいと思われる。</p> <p>したがって、幼児期からの教育で取り組む必要があり、それを充実させるための教育内容・教員の充実も必要である。この趣旨を踏まえて表現を見直してほしい。 ほか16件</p>	<p>この段落の「学校」には幼稚園も含んでおり、次の段落「子どもたちは学校だけでなく～」と合わせて、幼児期における道徳性・社会性の向上についても記述しています。また、幼児期は道徳性、社会性をはじめ人格形成の基礎を培う大切な時期ですので、(4)幼児教育の充実の前文でも、具体的に記述をします。</p> <p>第2章1(4)幼児教育の充実 前文 生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期 ↓ 確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった生きる力の基礎を培う時期</p>	<p>P.39</p>
<p>第2章 1(4)幼児教育の充実 幼児教育の充実と題してあるが、幼保小の連携、子育て支援が重点で、愛知として公私立共にとどのような幼児教育を必要とされるのか、また、どのような子どもに育ててもらいたいのかなど、もう少し具体的に入れてほしいと思う。 ほか3件</p>	<p>幼児期の教育のあり方については、今後指針を策定していくこととなりますが、指針の姿をある程度示す必要もあると考えますので、指針の方向性について(4)幼児教育の充実の施策の展開に加筆します。</p> <p>第2章1(4)幼児教育の充実 取組の方向と施策の展開 ■ 幼児教育の在り方の検討・策定 ◇ 幼児期の教育の在り方について、各市町村の実情を踏まえつつ、幅広い視点から検討し、本県としての幼児教育の指針を示していきます。 ↓ ◇ 基本的な生活習慣を身に付け、規範意識や思考力、表現力の芽生えを培うことなどを目指し、全ての幼児が質の高い教育を受けることができるよう、本県としての幼児教育の指針を示していきます。</p>	<p>P.41</p>
<p>第2章 3(4)読書活動の推進 ◇を設け、「幼児期には絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう活動を推進します。」という表現を追加してほしい。</p>	<p>幼児期における読書活動は重要なものであることから、施策の展開に追記します。</p> <p>第2章3(4)読書活動の推進 取組の方向と施策の展開 ■ 読書に親しむ態度の育成 ◇ 絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、見る楽しさやお話を聞く楽しさを幼児が味わえるよう幼稚園や保育所等における読み聞かせ体験の充実を図ります。</p>	<p>P.68</p>
<p>魅力ある県立学校づくり</p> <p>第2章 3(2)魅力ある県立学校づくり 県立高等学校の新たなコース制や総合学科などの新しいタイプの学校づくりについては、現状が必ずしも順調とは言えないと考えます。進路状況等の検証を行い、総合学科については、教職員の負担軽減を図るための施策が必要だと考えます。 ほか2件</p>	<p>再編整備の成果と課題についての検証を行ったうえで、新たな設置計画の策定をします。</p>	<p>P.18、P.62</p>
<p>特別支援教育</p> <p>第2章 3(7)特別支援教育の充実 県下の特別支援学校における異常な過大過密の状況は、人権保障の立場からみて、大いに問題があります。以下の点について振興基本計画に明記し、改善に向けての具体的な施策を策定してください。「高等部は1クラス定数を超えた10人学級」「敷地にはプレハブ校舎を建てる場所すらない」現場の状況は限界をこえています。にもかかわらず、平和高校跡地を利用した知的養護学校の新設計画以後の具体的な設置計画が提出されていません。特に知的養護学校の解消については、長期展望をもった(少なくとも10から15年を見通した「いつ・どこに・どんな形で」という)具体的な設置計画を出してください。 ほか12件</p>	<p>知的障害養護学校の過大化の解消の具体化に向けて取り組んでいくことを加筆します。</p> <p>第2章3(7)特別支援教育の充実 取組の方向と施策の展開 ■ 知的障害学校の過大化解消と整備構想等の検討 ◇ 喫緊の課題である知的障害養護学校の過大化解消について～新設の養護学校の設置や、市立の養護学校設置への支援などに順次具体化に向け取り組んでいきます。～</p>	<p>P.77</p>

<p>読書活動</p> <p>第1章 重点目標3 主な取組 ○知的好奇心や表現力を高める読書活動の推進 学校司書の配置に言及がないのは問題です。70校で司書がない現状を解消すべきです。 ほか4件</p>	<p>司書教諭が学校図書館の運営、活用の中心的役割を担っている現状を踏まえ、施策の展開に追記します。</p> <p>第2章3(4)読書活動の推進 取組の方向と施策の展開 ■ 読書に親しむ態度の育成 ◇ 司書教諭及び学校図書館の諸事務にあたる職員等が中心となって学校図書館の利用の仕方を指導することなどにより、児童生徒が学校図書館を積極的に活用する態度の育成に努めます。</p>	<p>P.69</p>
<p>ESD(持続可能な開発のための教育)</p> <p>第2章 4 (7)環境教育・環境学習の推進 2005年～2014年「持続可能な開発のための教育(ESD=持続発展教育)の10年」の最中であるが、ほとんど触れられていない。ここで唯一「循環を基調とする持続可能な社会を構築することが必要です」と書かれているだけである。最終会合を愛知県へ誘致するという報道もあったが、振興計画でもっと大きく章立ててもいいのではないか。ESDは環境教育だけでなく。開発教育、人権教育、平和教育、福祉教育、男女平等(ジェンダー)など多様な教育を結び付けるものである。もっと多くの箇所でも触れられていなければならない。</p>	<p>ESD(持続発展教育)は国の教育振興基本計画でも記述されている。愛知県も最終年会合の誘致に取組んでいくことから、生涯学習の主な取組などに加筆します。</p> <p>第1章3重点目標:重点目標4「豊かな人生を送るための生涯学習を充実します」本文 さらに、地球的規模では、地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等、様々な課題が生じており、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築に向けた気運が高まっています。</p> <p>第1章3重点目標:重点目標4主な取組 ○持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進 一人一人が地球上の資源・環境・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築に向けた教育(持続発展教育:ESD)に関する取組を推進します。</p> <p>第2章4(1)生涯学習の振興 ■時代のニーズに対応した学習機会の充実 ◇ 持続発展教育(ESD)の推進拠点であるユネスコスクールへの加盟校増加に取り組みます。</p> <p>第2章2(3)世界を舞台に活躍する人づくり ■外国語教育・国際理解教育の充実 ◇ 持続発展教育(ESD)の推進拠点であるユネスコスクールの加盟校増加に取り組むなど、世界の子どもたちと交流する機会を充実します。</p>	<p>P.23、 P.25、 P.54、P.85</p>
<p>食育</p> <p>第2章 4 (5)食育の推進 子どもたちが家庭内で献立作成や調理に携わる機会が少なくなっているため、身近にそんな体験が定期的に行える機会をつくれるとよい。</p>	<p>食育の体験活動は重要なものであることから、施策の展開に追記します。</p> <p>第2章4(5)食育の推進 取組の方向と施策の展開 ■ 規則正しい食生活の啓発 ◇ 栄養バランスのよい朝ごはんの大切さや日常の食生活のあり方を親子で見直す機会となるような朝ごはんの調理コンクールを実施します。</p>	<p>P.96</p>
<p>第2章 4 (5)食育の推進 親の意識の変容をはかる取り組みが必要。</p>	<p>保護者が食の大切さについて意識をもつことが重要なことから、施策の展開に追記します。</p> <p>第2章4(5)食育の推進 取組の方向と施策の展開 ■ 規則正しい食生活の啓発 ◇ 新たに小学校に入学する児童の保護者に対して、健診や学校説明会の際に、「早寝・早起き・朝ごはん」の重要性を啓発するため、パンフレットを作成し、栄養教諭等が望ましい生活習慣の定着について説明します。</p>	<p>P.97</p>
<p>教職員の適正配置</p> <p>第2章 5 (2)教職員の確保・適正配置と資質の向上 人的配置については、保護者からも求められているところであり、我々としても期待している。発達障害や外国人など人的配置を積極的にやってきている。ボリュームが少ない。なぜもっと書いてないのか、今後の展開がないということか。教員がやる気が出るように書いてほしい。大事な部分と思う。夢のあるプランニングとしてほしい。</p>	<p>少人数教育の充実以外にも県が行っている、多文化共生や特別支援教育にかかる教職員の適正配置について施策の展開に追記します。</p> <p>第2章5(2)教職員の確保・適正配置と資質の向上 取組の方向と施策の展開 ■ 教職員の適正配置 ◇ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図るため、日本語教育適応学級担当教員を小・中学校へ配置します。 ◇ 小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援を行うため、国の教職員定数改善を踏まえ、通級指導教室、特別支援学級への教員の適正配置に取り組めます。</p>	<p>P.104</p>
<p>家庭・地域・学校への啓発、働きかけ</p> <p>第3章 1家庭・地域・学校への啓発、働きかけ (3)大学、NPO等との連携 タイトルの「大学」を「大学ならびに私立学校団体」としてほしい。</p>	<p>私立学校団体も連携して計画の推進に取り組んでいただく団体であることから、加筆します。</p> <p>第3章1(3)大学、私立学校団体、NPO等との連携 大学や私立学校団体、NPOなど教育に関わりのある様々な組織・団体との連携した取組を進めます。</p>	<p>P.113</p>